

# 資 料



# 令和3年6月定例会日程

17日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
6. 14	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
15	火	休 会	( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
16	水			
17	木	本会議	一 般 質 問	
18	金			
19	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
20	日			
21	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
22	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
23	水			議会運営委員会 9:30
24	木	休 会	常 任 委 員 会	
25	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	土			( 閉 庁 日 )
27	日			
28	月			特 別 委 員 会
29	火		( 議 事 整 理 )	
30	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1093  
令和3年6月14日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県犯罪被害者等支援条例
- 議案第10号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 工事請負契約の変更について
- 議案第18号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

215-1105  
令和3年6月14日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第19号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

（文書取扱 財政課）

215-1124  
令和3年6月28日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 6月17日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
3	公明党	重松幸次郎	13:00~14:00	

### 6月18日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
4	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
5	自由民主党	西村 賢	11:00~12:00	休憩
6	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

### 6月21日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
7	自由民主党	横田 照夫	10:00~11:00	
8	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00~12:00	休憩
9	自由民主党	内田 理佐	13:00~14:00	

### 6月22日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	自由民主党	佐藤 雅洋	10:00~11:00	
11	自由民主党	日高 陽一	11:00~12:00	休憩
12	自由民主党	安田 厚生	13:00~14:00	

### 6月23日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
14	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
15	公明党	河野 哲也	13:00~14:00	

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例				可決	
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県犯罪被害者等支援条例	可決				
第10号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第12号	工事請負契約の締結について				可決	
第13号	工事請負契約の締結について					可決
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	工事請負契約の変更について			可決		
第17号	工事請負契約の変更について			可決		
第18号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について					可決
第19号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	可決	可決			
第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	可決	可決			
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	承認				



[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

# 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	6月30日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県犯罪被害者等支援条例	〃
〃 第10号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第13号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第17号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第18号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第19号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	〃
〃 第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月30日・承 認
議員発議案 第1号	「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書	6月30日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃



議 員 發 議 案 等





## 議員発議案第1号

### 「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書

我が国において、出生数の減少は予想を上回るペースで進行し、人口減少に歯止めがかからない状況である。また、児童虐待やいじめ、貧困、自殺などの子ども達を取り巻く問題は深刻化しており、子ども達の健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性はかつてなく高まっている。

国においては、子ども・子育て支援について、これまでも地方自治体と連携しながら様々な取組を行っているところであるが、問題の深刻化に加え、医療・保健・福祉・教育・警察など広範な分野にまたがっていることから、これらに総合的に対応するためには、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排した対応への実効性が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）に盛り込まれた強力な総合調整機能を持つ行政組織の創設は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えらる。

よって、国においては、少子化に歯止めをかけ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 専任の大臣のもとで強い権限を持って子ども政策を一元的に所管する「子ども庁（仮称）」を創設すること。
- 2 子ども政策を更に充実させるため、地方自治体との連携体制の構築及び十分な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
行 政 改 革 担 当 大 臣	河 野 太 郎 殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体では新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、多くの課題に即時の対応が求められ、それと同時に、子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持・確保など、少子高齢化、人口減少の進展と共に、従来からの行政サービスに対する需要も、以前に増して強まっている。

さらには近年多発する大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態に、地方自治体への新規就職希望者減少など、その確保も難しい状況となりつつある。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であり、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策に巨額の財政出動が行われる中、次年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安がある。

よって、次年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたっては、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス対策に必要な財政需要を把握しつつ、次年度予算以降においても国の責任において十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化におけるシステム標準化については、自治体の実情を踏まえ一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等対応すること。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月30日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に押印しなければならぬ。出席簿は、県議会事務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産その他の事故のため出席できなときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第94条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に署名又は押印しなければならぬ。出席簿は、県議会事務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できなときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できなときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができ</p> <p>る。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を</p>

<p>2 [略]</p>	<p>求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p>
--------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

請 願 一 覽 表





新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		



紹介議員	窪 蘭 辰也	佐藤 雅洋	関師 博規	有岡 浩一
------	--------	-------	-------	-------

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨)          青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由)          「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一





# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月14日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（徳重忠夫議員、田口雄二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第19号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月15日	火	休 会	(議案調査)
6月16日	水		
6月17日	木	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、満行潤一議員、重松幸次郎議員）
6月18日	金		一般質問（山下博三議員、西村 賢議員、井上紀代子議員）
6月19日	土	休 会	(閉庁日)
6月20日	日		
6月21日	月	本 会 議	一般質問（横田照夫議員、岩切達哉議員、内田理佐議員）
6月22日	火		一般質問（佐藤雅洋議員、日高陽一議員、安田厚生議員）
6月23日	水		一般質問（前屋敷恵美議員、有岡浩一議員、河野哲也議員） 議案・請願委員会付託
6月24日	木	休 会	常任委員会  (閉庁日)
6月25日	金		
6月26日	土		
6月27日	日		
6月28日	月	本 会 議	議案第20号追加上程 知事提案理由説明 議案委員会付託
		(散会后)	常任委員会（総務政策、厚生） 特別委員会
6月29日	火	休 会	(議事整理)
6月30日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 採決（議案第1号～第20号、報告第1号）（可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月30日	水	本 会 議	討論（議員発議案第1号に反対）（来住一人議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第2号、第3号）（可決） 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長      濱 砂      守

宮 崎 県 議 会 議 員      徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員      田 口 雄 二



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員